

○枚方市自動車駐車場条例施行規則

平成5年11月29日

規則第71号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市自動車駐車場条例（平成3年枚方市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一時使用)

第2条 駐車場の一時使用をしようとする者（以下「一時使用者」という。）は、普通自動車を入庫させる際に、駐車券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

2 一時使用者は、普通自動車を出庫させるときは、前項の駐車券を自動料金精算機に挿入して、表示された使用料を現金その他市長が別に定める方法により納付し、又は前払駐車券（様式第2号）により精算するものとし、自動二輪車を出庫させるときは、表示された使用料を現金その他市長が別に定める方法により納付するものとする。

(平9規則8・一部改正、平17規則34・旧第3条繰上・一部改正、令3規則55・一部改正)

(駐車券の紛失等)

第3条 一時使用者は、駐車券を紛失し、又は損傷したときは、岡東町自動車駐車場駐車券紛失・損傷届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、一時使用者が駐車券を紛失し、又は損傷したときは、入庫時刻を確認することができる場合を除き、入庫した日の開場時刻から出庫時刻までの時間により算定した額の使用料を徴収する。

(平9規則8・一部改正、平17規則34・旧第4条繰上・一部改正)

(定期使用)

第4条 駐車場の定期使用をしようとする者は、岡東町自動車駐車場定期使用申請書（様式第4号）を市長に提出し、定期券（様式第5号）又は自動二輪車定期券（様式第6号）（以下これらを「定期券」という。）の交付を受けなければならない。

2 定期券の有効期間は、月の初日から末日までとする。

3 第1項の規定による申請の受付は、定期券の有効期間の属する月の前月の20日から行う。

4 市長は、駐車場の利用状況を勘案し、定期使用をさせることが適当でないとするときは、定期使用による駐車場の使用を中止することがある。

5 市長は、定期券の不正使用を発見したときは、当該定期券による駐車場の使用を停止することができる。

(平9規則8・追加、平13規則39・一部改正、平17規則34・旧第5条繰上・一部改正、平25規則35・一部改正)

(定期券の紛失等)

第5条 定期使用者が定期券を紛失し、又は損傷したときは、岡東町自動車駐車場定期券再交付申請書(様式第7号)を市長に提出し、定期券の再交付を受けることができる。

(平9規則8・追加、平17規則34・旧第6条繰上、平25規則35・一部改正)

(指定駐車証)

第6条 条例第9条第2項の駐車証は、北大阪商工会議所(以下「商工会議所」という。)が発行する共通駐車券(商工会議所が一時使用者に代わり、券面額相当額の使用料を市に納付することを確約した証票をいう。以下同じ。)とする。

2 一時使用者は、共通駐車券の引渡しをもって、券面額相当額の使用料の納付に替えることができる。

(平9規則8・追加、平17規則34・旧第7条繰上・一部改正、平19規則9・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第12条の規定により、使用料について当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者が自ら運転し、又は同乗する自動車を駐車させる場合 使用料の半額

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が自ら運転し、又は同乗する自動車を駐車させる場合 使用料の半額

(3) 大阪府療育手帳に関する規則(平成12年大阪府規則第42号)第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者が自ら運転し、又は同乗する自動車を駐車させる場合 使用料の半額

(4) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定

された者が自ら運転し、又は同乗する自動車を駐車させる場合 使用料の半額

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 市長が別に定める額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、同項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳又は同項第4号若しくは第5号のいずれかに該当することを証する書類を、駐車場の使用の都度（定期使用の場合は、第4条第1項の規定による申請書の提出の際に）、市長に提示しなければならない。

（平9規則8・旧第5条繰下・一部改正、平10規則42・平11規則12号・平12規則71・一部改正、平17規則34・旧第8条繰上・一部改正、平19規則9・平25規則35・平26規則101・一部改正）

（使用料の還付）

第8条 市長は、定期使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第11条ただし書の規定により、当該各号に定める額を還付する。

(1) 定期券を有効期間開始前に返却したとき 既納の使用料の全額

(2) 条例第14条の規定により駐車場を使用できなくなったとき 使用できなくなった日数に、既納の使用料の額を当該定期券の有効期間の日数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額（1か月の全日数にわたって使用を禁止した場合は、使用料の全額）

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、岡東町自動車駐車場定期使用料還付申請書（様式第8号）に定期券を添えて、市長に提出しなければならない。

（平9規則8・追加、平17規則34・旧第11条繰上・一部改正、平19規則9・旧第9条繰上・一部改正、平25規則35・一部改正）

（遵守事項）

第9条 駐車場においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げないこと。

(2) 駐車場の施設及び設備並びに他の自動車を損傷しないこと。

(3) 徐行すること。

(4) 追越しをしないこと。

(5) みだりに警笛を鳴らし、又は騒音を発しないこと。

(6) 積載物等の盗難予防措置を確実に行うこと。

(7) 喫煙し、その他火気を使用しないこと。

- (8) 飲食物その他の物品を販売し、配布し、又は陳列しないこと。
- (9) 標識・標示に従うこと。
- (10) 係員の指示に従うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると市長が認める行為をしないこと。

(平9規則8・旧第8条繰下、平17規則34・旧第12条繰上・一部改正、平19規則9・旧第10条繰上、平31規則23・一部改正)

(指定管理者による管理の特例)

第10条 条例第17条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における第3条第1項、第4条第1項、第4項及び第5項、第5条、第7条第2項並びに前条第11号並びに様式第3号、様式第4号及び様式第7号の規定の適用については、第3条第1項、第4条第1項、第4項及び第5項、第5条、第7条第2項並びに前条第11号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第3号、様式第4号及び様式第7号中「枚方市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(平17規則34・追加、平19規則9・旧第11条繰上・一部改正)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平9規則8・旧第9条繰下、平17規則34・旧第13条繰上、平19規則9・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、平成6年2月1日から施行する。

附 則〔令和3年8月18日規則第55号〕

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定については、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第8号の規定により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第8号の規定により作成した用紙として使用することができる。